

川西市空家等対策協議会規則

平成 29 年 3 月 31 日 規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、川西市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、川西市空家等対策計画の策定及び特定空家等に関する事項について調査審議する。

2 協議会は、川西市空家等対策計画の進捗に関する事項について報告を受け、必要に応じて助言する。

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で構成する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表
- (3) 弁護士
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 宅地建物取引士
- (6) 建築士
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事情により協議会を招集することが著しく困難な場合においては、議事の概要を書面で委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の決定に代えることができる。

5 市長は、やむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、代理人として都市政策部長を出席させることができる。

(ウェブ会議)

第6条 会長が必要と認めるときは、協議会の会議にウェブ会議システム(インターネットを通じて、相互に映像と音声の送受信等により会議を行うことができるシステムをいう。以下同じ。)を利用して開催することができる。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議システムで協議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議システムによる参加をもって協議会に出席したものとす。

3 ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声も含め送受信が完全にできない場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 ウェブ会議システムの利用において、会長が、映像のみならず音声も含め送受信できなくなった場合には、第5条第5項の規定に準じ副会長がその職を代理する。

(専門部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員(以下「部会員」という。)は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 協議会又は専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会及び専門部会の庶務は、都市政策部住宅政策課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる協議会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。
- 3 市長は前項により協議会を招集する場合、第6条に定める方法によることができる。

付 則(平成29年5月29日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月31日規則第26号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年12月25日規則第60号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年12月26日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。